

政府・東京電力中長期対策会議の設置について(案)

平成23年12月16日
原子力災害対策本部

1. 「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 当面の取組のロードマップ」におけるステップ2の完了に伴い、廃止措置終了までの合理的かつ具体的な工程を示す「東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の決定及びその進捗管理並びに発電所の安全維持を、政府と東京電力株式会社が共同で実施していく体制として、新たに「政府・東京電力中長期対策会議」を設置する。
なお、政府・東京電力統合対策室は廃止するものとする。

2. 会議の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 共同議長： 経済産業大臣
原発事故収束・再発防止担当大臣
 - (2) 副議長： 内閣府大臣政務官
経済産業大臣政務官
東京電力株式会社 取締役社長
 - (3) 委員： 経済産業省 大臣官房審議官(エネルギー・環境担当)
原子力安全・保安院 首席統括安全審査官
東京電力株式会社 原子力・立地本部長
その他議長が指名する者